

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2017年8月10日

【四半期会計期間】 2017年6月第1四半期
(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)

【会社名】 トヨタ自動車株式会社

【英訳名】 TOYOTA MOTOR CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 豊田章男

【本店の所在の場所】 愛知県豊田市トヨタ町1番地

【電話番号】 <0565>28 - 2121

【事務連絡者氏名】 経理部主計室長 高野展一

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽一丁目4番18号

【電話番号】 <03>3817 - 7111

【事務連絡者氏名】 広報部メディアリレーション室長 藤井英樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

会計期間	2016年6月 前第1四半期 連結累計期間		2017年6月 当第1四半期 連結累計期間		2017年3月期	
	自 至	2016年4月1日 2016年6月30日	自 至	2017年4月1日 2017年6月30日	自 至	2016年4月1日 2017年3月31日
売上高 (百万円)		6,589,113		7,047,606		27,597,193
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)		677,056		679,348		2,193,825
当社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)		552,465		613,056		1,831,109
四半期包括利益・損失()又は包括利益 (百万円)		139,479		708,604		1,966,650
純資産額 (百万円)		17,437,196		19,023,803		18,668,953
総資産額 (百万円)		44,524,374		49,456,031		48,750,186
基本1株当たり当社普通株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (円)		181.12		205.05		605.47
希薄化後1株当たり当社普通株主に帰属 する四半期(当期)純利益 (円)		179.11		202.84		599.22
株主資本比率 (%)		36.2		36.1		35.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)		1,178,213		1,072,365		3,414,237
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)		558,708		1,017,778		2,969,939
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)		164,483		109,722		375,165
現金及び現金同等物四半期末(期末)残高 (百万円)		3,274,258		2,940,829		2,995,075

- (注) 1 当社の四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて作成しています。
- 2 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 3 売上高は消費税等を含みません。

2 【事業の内容】

四半期連結財務諸表提出会社（以下、当社という。）は、米国会計基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成しており、関係会社の範囲についても米国会計基準の定義に基づいています。「第2 事業の状況」においても同様です。

当社および当社の関係会社においては、自動車事業を中心に、金融事業およびその他の事業を行っています。

当第1四半期連結累計期間において、当社および当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、事業等のリスクについて新たに生じた重要な事項および重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における日本、海外を合わせた自動車の連結販売台数は、221万5千台と、前年同四半期連結累計期間に比べて4万3千台(2.0%)の増加となりました。日本での販売台数については、54万4千台と、前年同四半期連結累計期間に比べて3万3千台(6.5%)の増加となりました。海外においても、167万1千台と、前年同四半期連結累計期間に比べて1万台(0.6%)の増加となりました。

当第1四半期連結累計期間の業績については、次のとおりです。

売上高	7兆0,476億円(前年同期比増減)	4,584億円(7.0%)
営業利益	5,742億円(前年同期比増減)	679億円(10.6%)
税金等調整前 四半期純利益	6,793億円(前年同期比増減)	22億円(0.3%)
当社株主に帰属する 四半期純利益	6,130億円(前年同期比増減)	605億円(11.0%)

なお、営業利益の主な増減要因は、次のとおりです。

販売面での影響	300億円
為替変動の影響	350億円
原価改善の努力	500億円
諸経費の増加ほか	450億円
その他	79億円

(注)「為替変動の影響」に、海外子会社の営業利益換算差や外貨建引当の期末換算差等を含めています。

事業別セグメントの業績は、次のとおりです。

自動車事業

売上高は6兆3,686億円と、前年同四半期連結累計期間に比べて3,396億円(5.6%)の増収となりましたが、営業利益は4,893億円と、前年同四半期連結累計期間に比べて540億円(9.9%)の減益となりました。営業利益の減益は、諸経費の増加ほかおよび為替変動の影響などによるものです。

金融事業

売上高は5,037億円と、前年同四半期連結累計期間に比べて648億円(14.8%)の増収となりましたが、営業利益は753億円と、前年同四半期連結累計期間に比べて149億円(16.6%)の減益となりました。営業利益の減益は、販売金融子会社において、貸倒関連費用および残価損失関連費用が増加したこと、ならびに金利スワップ取引などの時価評価による評価益が減少したことなどによるものです。

その他の事業

売上高は3,379億円と、前年同四半期連結累計期間に比べて889億円(35.7%)の増収となり、営業利益は136億円と、前年同四半期連結累計期間に比べて33億円(32.1%)の増益となりました。

所在地別の業績は、次のとおりです。

日本

売上高は3兆6,863億円と、前年同四半期連結累計期間に比べて3,249億円(9.7%)の増収となり、営業利益は3,192億円と、前年同四半期連結累計期間に比べて288億円(9.9%)の増益となりました。営業利益の増益は、生産および販売台数の増加ならびに原価改善の努力などによるものです。

北米

売上高は2兆6,614億円と、前年同四半期連結累計期間に比べて1,269億円(5.0%)の増収となりましたが、営業利益は892億円と、前年同四半期連結累計期間に比べて822億円(48.0%)の減益となりました。営業利益の減益は、販売諸費用の増加などによるものです。

欧州

売上高は7,615億円と、前年同四半期連結累計期間に比べて1,396億円(22.5%)の増収となり、営業利益は203億円と、前年同四半期連結累計期間に比べて113億円(125.5%)の増益となりました。営業利益の増益は、原価改善の努力などによるものです。

アジア

売上高は1兆1,967億円と、前年同四半期連結累計期間に比べて141億円(1.2%)の増収となりましたが、営業利益は1,043億円と、前年同四半期連結累計期間に比べて230億円(18.1%)の減益となりました。営業利益の減益は、為替変動の影響などによるものです。

その他の地域(中南米、オセアニア、アフリカ、中近東)

売上高は6,124億円と、前年同四半期連結累計期間に比べて908億円(17.4%)の増収となり、営業利益は386億円と、前年同四半期連結累計期間に比べて113億円(41.8%)の増益となりました。営業利益の増益は、生産および販売台数の増加ならびに為替変動の影響などによるものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は2兆9,408億円と、前連結会計年度末に比べて542億円(1.8%)の減少となりました。

当第1四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況と、前年同四半期連結累計期間に対するキャッシュ・フローの増減は、次のとおりです。

営業活動からのキャッシュ・フロー

当第1四半期連結累計期間の営業活動からのキャッシュ・フローは、1兆723億円の資金の増加となり、前年同四半期連結累計期間が1兆1,782億円の増加であったことに比べて、1,058億円の減少となりました。

投資活動からのキャッシュ・フロー

当第1四半期連結累計期間の投資活動からのキャッシュ・フローは、1兆177億円の資金の減少となり、前年同四半期連結累計期間が5,587億円の減少であったことに比べて、4,590億円の減少となりました。

財務活動からのキャッシュ・フロー

当第1四半期連結累計期間の財務活動からのキャッシュ・フローは、1,097億円の資金の減少となり、前年同四半期連結累計期間が1,644億円の減少であったことに比べて、547億円の減少幅の縮小となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発費は、2,786億円です。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000,000
AA型種類株式	150,000,000
計	10,000,000,000

(注) 普通株式とAA型種類株式を併せた発行可能株式総数は、10,000,000,000株です。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2017年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2017年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,262,997,492	3,262,997,492	東京、名古屋、福岡、 札幌、ニューヨーク、 ロンドン各証券取引所 (東京、名古屋は市場第 1部)	単元株式数 100株 (注)1
第1回AA型 種類株式	47,100,000	47,100,000	非上場	(注)2
計	3,310,097,492	3,310,097,492		

(注) 1 発行済株式は、すべて議決権を有する株式です。

2 第1回AA型種類株式の内容は以下のとおりです。

1. AA型配当金

(1) AA型配当金

当社は、普通株式に対して剰余金の期末の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回AA型種類株式を有する株主（以下、「第1回AA型種類株主」という。）または第1回AA型種類株式の登録株式質権者（以下、「第1回AA型種類登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回AA型種類株式1株につき、第1回AA型種類株式1株当たりの発行価格相当額（ただし、第1回AA型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、下記第7項第(3)号(b)に準じて適切に調整される。）に、次号に定める配当年率（以下、「配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円未満端数切捨て）（以下、「第1回AA型配当金」という。）を剰余金の期末配当として支払います。ただし、当該基準日の属する事業年度において次項に定める第1回AA型中間配当金の支払を行ったときは、その額（ただし、第1回AA型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、下記第7項第(3)号(b)に準じて適切に調整される。）を控除した額を支払います。

(2) 配当年率

2016年3月31日に終了する事業年度に基準日が属する場合 年0.5%

2017年3月31日以降2020年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合
前事業年度の配当年率 + 年0.5%

2021年3月31日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合 年2.5%

(3) 累積条項

ある事業年度において、第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第1回A A型配当金の額に達しないときは、その第1回A A型種類株式1株当たりの不足額（以下、「累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積します。累積未払配当金については、本項第(1)号または次項に定める剰余金の配当に先立ち、第1回A A型種類株式1株につき累積未払配当金の額（ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、下記第7項第(3)号(b)に準じて適切に調整される。）に達するまで、第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行います。

(4) 非参加条項

第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対しては、第1回A A型配当金の額を超えて剰余金の配当は行いません。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に定める剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に定める剰余金の配当を行う場合については、この限りでなく、かかる場合、普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同時に同一割合の剰余金の配当を行います。

2. A A型中間配当金

当社は、普通株式に対して剰余金の中間配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回A A型種類株式1株につき、第1回A A型配当金の額の2分の1の金銭（以下、「第1回A A型中間配当金」という。）を剰余金の中間配当として支払います。

3. 残余財産の分配

(1) A A型残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回A A型種類株式1株につき、第1回A A型種類株式1株当たりの発行価格相当額（ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、下記第7項第(3)号(b)に準じて適切に調整される。）に、累積未払配当金の額（ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、下記第7項第(3)号(b)に準じて適切に調整される。）および経過配当金相当額（以下に定義する。）の合計額を加えた額（以下、「基準価額」という。）の金銭（円未満端数切捨て）を支払います。

「経過配当金相当額」とは、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）の属する事業年度の初日（同日を含む）から分配日（同日を含む）までの日数に第1回A A型配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額をいいます。ただし、分配日の属する事業年度において第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対して第1回A A型中間配当金を支払ったときは、その額（ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、下記第7項第(3)号(b)に準じて適切に調整される。）を控除した額とします。

(2) 非参加条項

第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行いません。

4. 優先順位

第1回A A型種類株式ないし第5回A A型種類株式のA A型配当金、A A型中間配当金、上記第1項第(4)号ただし書きに定める剰余金および残余財産の支払順位は、同順位とします。

5. 議決権

第1回A A型種類株主は、株主総会において議決権を有します。第1回A A型種類株式の1単元の株式数は100株とします。

6. 種類株主総会の決議

- (1) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A A型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。
- (2) 第1回A A型種類株式については、会社法第199条第4項および第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しません。

7. 株主による普通株式転換請求権

(1) 普通株式転換請求権

第1回A A型種類株主は、2020年10月1日以降、毎年、4月または10月の最初の営業日を転換請求日として、当社に対して、次号に定める算定方法により算出される数の普通株式の交付と引換えに、当該第1回A A型種類株主の有する第1回A A型種類株式の全部または一部を取得することを請求することができます(かかる取得の請求を以下「転換請求」という。)

ただし、単元未満株式については、転換請求をすることができないものとします。

「営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められたか、または休日とすることが認められた日以外の日をいいます。

(2) 取得と引換えに交付すべき普通株式の数

第1回A A型種類株主が転換請求をした第1回A A型種類株式の数に第1回A A型種類株式1株当たりの発行価格相当額(ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、下記第(3)号(b)に準じて適切に調整される。)を乗じて得られる額を、次号に定める転換価額で除して得られる数とします。なお、第1回A A型種類株式の取得と引換えに交付される普通株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行いません。

(3) 転換価額

(a) 転換価額は、当初、第1回A A型種類株式1株当たりの発行価格相当額とします。

(b) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整します。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整します。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く)」とそれぞれ読み替えます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用します。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、転換価額を調整します。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(e)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本第(3)号において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く)、次の算式(以下、「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整します。調整後転換価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用します。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替えます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たりの払い込む金額}}{\text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数) + 普通株式1株当たりの時価}}$$

$$\text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数) + 新たに発行する普通株式の数}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(e)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式のすべてが当初の条件で取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払い込む金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とします。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用します。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が下記(e)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る場合においてかかる価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権のすべてが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払い込む金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とします。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用します。

- (c) 上記(b)に掲げた事由によるほか、下記ないしのいずれかに該当する場合には、当社は第1回A A型種類株主および第1回A A型種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整後転換価額、適用の日その他必要事項を通知した上で、転換価額の調整を適切に行います。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき

その他、発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき

- (d) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。

- (e) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目(以下に定義する。)に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とします。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において普通株式の普通取引が行われる日をいい、その日の普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含みません。

- (f) 転換価額調整式に使用する発行済普通株式数は、株主割当日がある場合は当該株主割当日、また株主割当日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日(応当日がない場合には当該日の属する月の前月の末日)における当社の発行済普通株式数に、当該転換価額の調整前に上記(b)または(c)の適用において交付されたものとみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とします。

(g) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行いません。

(4) 転換請求の方法

第1回A A型種類株主は、転換請求を行う場合、当該転換請求に係る第1回A A型種類株式の数その他必要事項を明示した上で、転換請求日の属する月の前月の10日(営業日でない場合には翌営業日)までに、次号に定める転換請求受付場所において当該転換請求を行わなければなりません。

(5) 転換請求受付場所

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

8. 株主による金銭対価の取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

第1回A A型種類株主は、2020年9月1日以降、毎年、3月、6月、9月または12月の最後の営業日を取得請求日として、当社に対して、基準価額相当額の金銭の交付と引換えに、当該第1回A A型種類株主の有する第1回A A型種類株式の全部または一部を取得することを請求することができます(かかる取得の請求を以下「金銭対価取得請求」という。)

なお、本号において基準価額を算出する場合は、上記第3項に定める経過配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」を「当該取得請求日」と読み替えて、経過配当金相当額を計算します。当該取得請求日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額を超えて金銭対価取得請求が行われた場合、当社が取得すべき第1回A A型種類株式は、金銭対価取得請求が行われた第1回A A型種類株式の数に応じた比例按分その他の方法により取締役会の決議で定めることとし、これにより取得されなかった第1回A A型種類株式については、当該金銭対価取得請求がなされなかったものとみなします。

(2) 金銭対価取得請求の方法

第1回A A型種類株主は、金銭対価取得請求を行う場合、当該金銭対価取得請求に係る第1回A A型種類株式の数その他必要事項を明示した上で、取得請求日の属する月の1日(営業日でない場合には翌営業日)までに、次号に定める取得請求受付場所において当該取得請求を行わなければなりません。

(3) 取得請求受付場所

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

9. 会社による金銭対価の取得条項

(1) 金銭対価取得条項

当社は、2021年4月2日以降、取締役会の決議で別に定める取得日(4月の第2営業日に限る。以下「取得日」という。)が到来したときは、基準価額相当額の金銭の交付と引換えに、第1回A A型種類株式の全部を取得することができます。

なお、本項において基準価額を算出する場合は、上記第3項に定める経過配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」を「当該取得日」と読み替えて、経過配当金相当額を計算します。また、取得日の属する事業年度の6月30日の終了時点において、当該事業年度の直前の事業年度における累積未払配当金が発生している場合には、当該基準価額に当該累積未払配当金の額が含まれるものとみなします。

(2) 取得の方法

当社は、本項に規定する取得を行う場合、取得日の属する年の2月10日(営業日でない場合には翌営業日)までに、第1回A A型種類株主に対して、取得日を通知するか、または公告しなければなりません。

10. 株式の併合、分割または無償割当て等

(1) 当社は、株式の併合または分割を行うときには、普通株式および第1回A A型種類株式ないし第5回A A型種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行います。

(2) 当社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、第1回A A型種類株主ないし第5回A A型種類株主には当該A A型種類株主の有するA A型種類株式または当該A A型種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与えます。

(3) 当社は、株主に株式または新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、第1回A A型種類株主ないし第5回A A型種類株主には当該A A型種類株主の有するA A型種類株式または当該A A型種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行います。

11. 自己のA A型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回A A型種類株主との合意により当該第1回A A型種類株主の有する第1回A A型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回A A型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとします。

12. 譲渡制限

(1) 第1回A A型種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければなりません。

ただし、以下に掲げるときは取締役会の承認を要しません。

第1回A A型種類株式に対して金融商品取引法第27条の2第6項に定める公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募し、第1回A A型種類株式の受渡しその他の決済による譲渡が行われるとき

相続により第1回A A型種類株式を取得するとき

取締役会が定める一定の基準に従って、代表取締役が当該取得を承認するとき

(2) 譲渡の方法

第1回A A型種類株主は、第1回A A型種類株式の譲渡を行う場合、当社の定める譲渡承認請求書に、当該譲渡承認の請求に係る第1回A A型種類株式の数その他必要事項を明示した上で、次号に定める譲渡承認受付場所に譲渡承認請求書を提出しなければなりません。

(3) 譲渡承認受付場所

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年4月1日～ 2017年6月30日		3,310,097		635,401		655,322

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日(2017年3月31日)に基づく株主名簿により記載しています。

【発行済株式】

2017年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等) (注)1	普通株式 294,462,900		
	第1回A A型種類株式 13,000		
完全議決権株式(その他)(注)2	普通株式 2,965,744,500	29,657,445	
	第1回A A型種類株式 47,086,700	470,867	
単元未満株式	普通株式 2,790,092		
	第1回A A型種類株式 300		
発行済株式総数	3,310,097,492		
総株主の議決権		30,128,312	

(注)1 「完全議決権株式(自己株式等)」は、自己株式288,274,600株と相互保有株式6,201,300株です。

2 「完全議決権株式(その他)」には、(株)証券保管振替機構名義の株式が3,800株(議決権38個)含まれています。

【自己株式等】

2017年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有普通 株式数 (株)	自己名義 所有 A A 型 種類株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
トヨタ自動車(株) [自己株式]	愛知県豊田市トヨタ町 1番地	288,274,600			288,274,600	8.71
豊田合成(株)	愛知県清須市春日長畑 1番地	1,818,200			1,818,200	0.05
フタバ産業(株)	愛知県岡崎市橋目町字 御茶屋1番地	816,300			816,300	0.02
名古屋テレビ放送(株)	愛知県名古屋市中区橋 二丁目10番1号	709,000	3,000		712,000	0.02
豊田鉄工(株)	愛知県豊田市細谷町 四丁目50番地	500,000			500,000	0.02
アイシン高丘(株)	愛知県豊田市高丘新町 天王1番地	484,000			484,000	0.01
富士通テン(株)	兵庫県神戸市兵庫区 御所通一丁目2番28号	347,300			347,300	0.01
豊臣機工(株)	愛知県安城市今本町 東向山7番地	317,100			317,100	0.01
京三電機(株)	茨城県古河市丘里 11番地3	222,400			222,400	0.01
トヨタ紡織(株)	愛知県刈谷市豊田町 一丁目1番地	216,600			216,600	0.01
トリニティ工業(株)	愛知県豊田市柿本町 一丁目9番地	150,600			150,600	0.00
ナミコー(株)	兵庫県伊丹市東有岡 一丁目65番地	135,000	10,000		145,000	0.00
アイシン・エイ・ ダブリュ(株)	愛知県安城市藤井町 高根10番地	100,100			100,100	0.00
共和レザー(株)	静岡県浜松市南区東町 1876番地	100,000			100,000	0.00
愛三工業(株)	愛知県大府市共和町 一丁目1番地の1	97,700			97,700	0.00
(株)東海理化電機 製作所	愛知県丹羽郡大口町 豊田三丁目260番地	77,900			77,900	0.00
愛媛ダイハツ販売(株)	愛媛県松山市宮田町179 番地	15,700			15,700	0.00
(株)川村金属製作所	大阪府池田市豊島南 二丁目10番10号	15,400			15,400	0.00
大豊工業(株)	愛知県豊田市緑ヶ丘 三丁目65番地	15,200			15,200	0.00
(株)徳島ダイハツモー ターズ	徳島県徳島市論田町 本浦下84番地	13,000			13,000	0.00
ネットヨタ西日本 (株)	福岡県福岡市博多区 西月隈三丁目1番48号	12,700			12,700	0.00
アイシン軽金属(株)	富山県射水市奈呉の江 12番地の3	9,900			9,900	0.00
(株)メタルアート	滋賀県草津市野路 三丁目2番18号	7,800			7,800	0.00
(株)浅野歯車工作所	大阪府大阪狭山市東池 尻四丁目1402番地の1	6,200			6,200	0.00
津田工業(株)	愛知県刈谷市幸町 一丁目1番地1	200			200	0.00
計		294,462,900	13,000		294,475,900	8.90

(注) 自己株式等は受渡日を基準として算定したものです。

2 【役員 の 状 況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第95条の規定を適用し、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法、即ち、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて作成しています。

また、四半期連結財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2017年4月1日から2017年6月30日まで）および第1四半期連結累計期間（2017年4月1日から2017年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、PWCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当第1四半期 連結会計期間 (2017年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び現金同等物	2,995,075	2,940,829
定期預金	1,082,654	1,057,514
有価証券	1,821,598	1,928,268
受取手形及び売掛金 ＜貸倒引当金控除後＞	2,115,938	1,959,874
金融債権＜純額＞	6,196,649	6,385,291
未収入金	436,867	466,736
たな卸資産	2,388,617	2,456,712
前払費用及びその他	796,297	867,313
流動資産合計	17,833,695	18,062,537
長期金融債権＜純額＞	9,012,222	9,211,844
投資及びその他の資産		
有価証券及びその他の 投資有価証券	7,679,928	7,942,459
関連会社に対する投資 及びその他の資産	2,845,639	2,811,012
従業員に対する 長期貸付金	25,187	24,471
その他	1,156,406	1,165,965
投資及びその他の資産合計	11,707,160	11,943,907
有形固定資産		
土地	1,379,991	1,380,787
建物	4,470,996	4,505,738
機械装置	11,357,340	11,446,117
賃貸用車両及び器具	5,966,579	6,038,577
建設仮勘定	474,188	462,735
小計	23,649,094	23,833,954
減価償却累計額＜控除＞	13,451,985	13,596,211
有形固定資産合計	10,197,109	10,237,743
資産合計	48,750,186	49,456,031

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当第1四半期 連結会計期間 (2017年6月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入債務	4,953,682	5,111,938
1年以内に返済予定の 長期借入債務	4,290,449	4,145,484
支払手形及び買掛金	2,566,382	2,329,333
未払金	936,938	858,269
未払費用	3,137,827	3,178,003
未払法人税等	223,574	237,223
その他	1,210,113	1,324,386
流動負債合計	17,318,965	17,184,636
固定負債		
長期借入債務	9,911,596	10,320,161
未払退職・年金費用	905,070	908,661
繰延税金負債	1,423,726	1,482,910
その他	521,876	535,860
固定負債合計	12,762,268	13,247,592
負債合計	30,081,233	30,432,228

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当第1四半期 連結会計期間 (2017年6月30日)
純資産の部		
中間資本		
A A型種類株式	485,877	486,477
発行可能株式総数：		
2017年3月31日および		
2017年6月30日		
150,000,000株		
発行済株式総数：		
2017年3月31日および		
2017年6月30日		
47,100,000株		
資本		
株主資本		
資本金	397,050	397,050
発行可能普通株式総数：		
2017年3月31日および		
2017年6月30日		
10,000,000,000株		
発行済普通株式総数：		
2017年3月31日および		
2017年6月30日		
3,262,997,492株		
資本剰余金	484,013	485,876
利益剰余金	17,601,070	17,883,709
その他の包括利益・		
損失()累計額	640,922	714,983
自己株式	1,608,243	1,607,335
自己株式数：		
2017年3月31日		
288,274,636株		
2017年6月30日		
288,112,262株		
株主資本合計	17,514,812	17,874,283
非支配持分	668,264	663,043
資本合計	18,183,076	18,537,326
純資産合計	18,668,953	19,023,803
契約債務及び偶発債務		
負債純資産合計	48,750,186	49,456,031

(注) 普通株式とA A型種類株式を併せた発行可能株式総数は、10,000,000,000株です。

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

【四半期連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (2016年6月30日に 終了した3ヶ月間)	当第1四半期連結累計期間 (2017年6月30日に 終了した3ヶ月間)
売上高		
商品・製品売上高	6,159,004	6,578,122
金融収益	430,109	469,484
売上高合計	6,589,113	7,047,606
売上原価並びに販売費及び 一般管理費		
売上原価	5,013,808	5,442,731
金融費用	265,418	310,332
販売費及び一般管理費	667,657	720,249
売上原価並びに販売費及び 一般管理費合計	5,946,883	6,473,312
営業利益	642,230	574,294
その他の収益・費用()		
受取利息及び受取配当金	56,761	66,760
支払利息	4,923	4,388
為替差益・差損() <純額>	29,305	22,791
その他<純額>	12,293	19,891
その他の収益・費用()合計	34,826	105,054
税金等調整前四半期純利益	677,056	679,348
法人税等	187,825	185,398
持分法投資損益	90,000	137,802
非支配持分控除前 四半期純利益	579,231	631,752
非支配持分帰属損益	26,766	18,696
当社株主に帰属する 四半期純利益	552,465	613,056

(注) 当第1四半期連結累計期間および前第1四半期連結累計期間における当社普通株主に帰属する四半期純利益は609,983百万円および550,016百万円であり、上記「当社株主に帰属する四半期純利益」よりA A型種類株式への配当金などそれぞれ3,073百万円および2,449百万円を控除しています。

1株当たり当社普通株主に帰属する 四半期純利益		
基 本	181円12銭	205円05銭
希薄化後	179円11銭	202円84銭

【四半期連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (2016年6月30日に 終了した3ヶ月間)	当第1四半期連結累計期間 (2017年6月30日に 終了した3ヶ月間)
非支配持分控除前四半期純利益	579,231	631,752
その他の包括利益・損失() - 税効果考慮後		
外貨換算調整額	449,900	15,288
未実現有価証券評価損益	265,202	62,894
年金債務調整額	3,608	1,330
その他の包括利益・損失()合計	718,710	76,852
四半期包括利益・損失()	139,479	708,604
非支配持分帰属四半期包括損益	4,267	21,487
当社株主に帰属する 四半期包括利益・損失()	135,212	687,117

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (2016年6月30日に 終了した3ヶ月間)	当第1四半期連結累計期間 (2017年6月30日に 終了した3ヶ月間)
営業活動からのキャッシュ・フロー		
非支配持分控除前四半期純利益	579,231	631,752
営業活動から得た現金<純額>への 非支配持分控除前四半期純利益の調整		
減価償却費	382,289	400,618
貸倒引当金及び金融損失引当金繰入額	11,909	15,365
退職・年金費用<支払額控除後>	10,359	1,627
固定資産処分損	7,130	10,531
売却可能有価証券の未実現評価損<純額>	776	1
繰延税額	10,842	24,607
持分法投資損益	90,000	137,802
資産及び負債の増減ほか	265,677	128,920
営業活動から得た現金<純額>	1,178,213	1,072,365
投資活動からのキャッシュ・フロー		
金融債権の増加	3,188,383	3,649,396
金融債権の回収及び売却	3,156,628	3,415,515
有形固定資産の購入<賃貸資産を除く>	343,480	281,402
賃貸資産の購入	616,586	591,088
有形固定資産の売却<賃貸資産を除く>	7,812	9,995
賃貸資産の売却	315,408	296,860
有価証券及び投資有価証券の購入	632,924	865,643
有価証券及び投資有価証券の売却及び満期償還	395,438	635,292
投資及びその他の資産の増減ほか	347,379	12,089
投資活動に使用した現金<純額>	558,708	1,017,778
財務活動からのキャッシュ・フロー		
長期借入債務の増加	1,218,630	1,200,362
長期借入債務の返済	1,126,169	1,083,297
短期借入債務の増加	254,921	123,934
当社種類株主への配当金支払額	1,224	2,473
当社普通株主への配当金支払額	334,144	327,220
非支配持分への配当金支払額	29,163	21,681
自己株式の取得()及び処分	147,334	653
財務活動に使用した現金<純額>	164,483	109,722
為替相場変動の現金及び現金同等物に対する影響額	120,192	889
現金及び現金同等物純増加・減少()額	334,830	54,246
現金及び現金同等物期首残高	2,939,428	2,995,075
現金及び現金同等物四半期末残高	3,274,258	2,940,829

四半期連結財務諸表注記

1 会計処理の原則および手続ならびに四半期連結財務諸表の表示方法

当社は、1999年9月にニューヨーク証券取引所に上場し、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により連結財務諸表を作成し、米国証券取引委員会に登録しています。

当社の四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（米国会計基準）に基づいて作成されています。なお、米国会計基準により要請される記載および注記の一部が省略されています。

当社および連結子会社（以下、トヨタという。）が採用している会計処理の原則および手続ならびに四半期連結財務諸表の表示方法のうち、我が国における会計処理の原則および手続ならびに四半期連結財務諸表の表示方法と異なるもので重要性のあるものは以下のとおりです。

（1）子会社の判定基準

米国会計基準では、連結の対象となる子会社の判定を持株基準（50%超）を基礎として行っています。また、トヨタが主たる受益者となる変動持分事業体を連結の対象としています。我が国において一般に公正妥当と認められる会計原則（日本会計基準）では、持株基準による子会社に加え、支配力基準による子会社を連結の対象としています。

（2）持分法投資損益の表示区分

日本会計基準では、営業外損益の「持分法による投資損益」として表示していますが、米国会計基準では、「税金等調整前四半期純利益」の後に区分表示しています。

（3）未払退職・年金費用

米国会計基準では、数理計算上の差異は、期首時点の当該残高が予測給付債務と年金資産の公正価値のうちいずれか大きい額の10%と定義される回廊額を超過している場合にのみ、従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。日本会計基準では、数理計算上の差異は、回廊額と無関係に、一定期間にわたって償却されます。

2 会計方針の変更および将来適用予定の会計基準

（1）会計方針の変更

2015年7月、米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board、以下、FASBという。）は棚卸資産に関する新たな指針を公表しました。この指針は、棚卸資産の測定を簡素化するものです。トヨタは、2017年4月1日よりこの指針を適用しました。この指針の適用はトヨタの四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものではありません。

2016年3月、FASBは既存のヘッジ会計関係におけるデリバティブ契約の更改の影響に関する新たな指針を公表しました。この指針は、ヘッジ手段として指定されているデリバティブ契約の契約相手の変更は、それ自体ではヘッジ関係の指定の取り消しを要求しないことを明確化しています。トヨタは、2017年4月1日よりこの指針を適用しました。この指針の適用はトヨタの四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものではありません。

2016年3月、FASBは負債性金融商品における条件付きプットオプションおよびコールオプションに関する新たな指針を公表しました。この指針は、条件付きプットオプションおよびコールオプションを含む負債性金融商品の組込デリバティブの分析を簡素化するものです。トヨタは、2017年4月1日よりこの指針を適用しました。この指針の適用はトヨタの四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものではありません。

2016年10月、FASBは連結に関する新たな指針を公表しました。この指針の下で、報告企業は、共通支配下にある関連当事者を通じて保有する変動持分事業体に対する間接的な経済的持分を、その持分割合に応じて評価することになります。トヨタは、2017年4月1日よりこの指針を適用しました。この指針の適用はトヨタの四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものではありません。

(2) 将来適用予定の最近公表された会計基準

2014年5月、FASBは顧客との契約から生じる収益の認識に関する新たな指針を公表しました。この指針は、企業が、約束した財またはサービスの顧客への移転の対価として権利を得ると見込んでいる金額を認識することを要求しており、現行の収益認識の指針を置き換えるものです。なお、2015年8月、FASBはこの指針の適用日を延期する追加の指針を公表しました。その結果、この指針は、2017年12月15日より後に開始する連結会計年度およびその期中会計期間より適用となります。また、この指針は、開示されるすべての期間に遡及的に適用する方法、またはこの指針の適用による累積的影響額を適用日において遡及的に認識する方法のいずれかにより適用されます。トヨタは、この指針を修正遡及適用アプローチにより、2018年4月1日より適用することを予定しています。現在、トヨタは、顧客との契約を評価するとともに、この指針の適用範囲の識別を行っています。また、この指針の適用による収益を認識する時点への影響および連結財務諸表の表示に与える影響を検討しています。

2016年1月、FASBは金融商品に関する新たな指針を公表しました。この指針は、特定の金融商品の認識、測定、表示および開示について言及しています。また、資本性投資は公正価値で評価し、公正価値の変動は純損益として認識することを要求しています。この指針は、2017年12月15日より後に開始する連結会計年度およびその期中会計期間より適用となります。この指針の適用がトヨタの連結財務諸表に及ぼす影響については評価中です。

2016年2月、FASBはリースに関する新たな指針を公表しました。この指針は、借手はほとんどすべてのリースを使用権資産およびリース負債として貸借対照表上に認識することを要求しています。この指針は、2018年12月15日より後に開始する連結会計年度およびその期中会計期間より適用となります。この指針の適用がトヨタの連結財務諸表に及ぼす影響については評価中です。

2016年6月、FASBは金融商品の信用損失の測定に関する新たな指針を公表しました。この指針は、特定の種類の金融商品において、信用損失を見積もるための予想損失に基づくアプローチを導入しています。また、売却可能負債証券の減損モデルを修正しています。この指針は、2019年12月15日より後に開始する連結会計年度およびその期中会計期間より適用となります。この指針の適用がトヨタの連結財務諸表に及ぼす影響については評価中です。

2016年8月、FASBはキャッシュ・フロー計算書の分類に関する新たな指針を公表しました。この指針は、特定の現金収入および現金支出のキャッシュ・フロー計算書上の分類を明確化しています。この指針は、2017年12月15日より後に開始する連結会計年度およびその期中会計期間より適用となります。この指針の適用がトヨタの連結財務諸表に及ぼす影響については評価中です。

2016年10月、FASBは棚卸資産以外の企業集団内の資産の移転にかかる税務上の影響をただちに認識することを要求する新たな指針を公表しました。この指針は、2017年12月15日より後に開始する連結会計年度およびその期中会計期間より適用となります。マネジメントはこの指針の適用はトヨタの連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものではないと考えています。

2016年11月、FASBはキャッシュ・フロー計算書に関する新たな指針を公表しました。この指針は、制限付き預金および制限付き預金同等物をキャッシュ・フロー計算書の現金及び現金同等物に含めることを要求しています。また、キャッシュ・フロー計算書の現金及び現金同等物の金額と貸借対照表に表示している金額との間にある差異を調整することを要求しています。この指針は、2017年12月15日より後に開始する連結会計年度およびその期中会計期間より適用となります。この指針の適用がトヨタの連結財務諸表に及ぼす影響については評価中です。

3 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理

税金費用の計算

税金費用は税金等調整前四半期純利益に、年間の見積実効税率を乗じることにより計算されています。この見積実効税率は投資税額控除、外国税額控除および見積実効税率に影響を及ぼすと考えられるその他の項目を反映しており、これには評価性引当金の増減も含まれます。

4 デリバティブ金融商品

トヨタは、金利および為替の変動によるリスクを管理するために、先物為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引、金利通貨スワップ取引および金利オプション取引等のデリバティブ金融商品を利用しています。トヨタはデリバティブ金融商品を投機もしくは売買目的で使用していません。

(1) 公正価値ヘッジ

トヨタは、主に固定金利借入債務を変動金利借入債務に変換するために金利スワップ取引および金利通貨スワップ取引を利用しています。トヨタは、金利の変動によるリスクを管理するために金利スワップ取引を利用しています。金利スワップ取引は、特定の借入取引とひも付きで、もしくは包括的に実行されます。トヨタは、外貨建債務の元本および利息の支払いにおける為替変動リスクをヘッジするために、金利通貨スワップ取引を利用しています。外貨建債務は、外貨建元本および利息を、あらかじめ合意された為替レートおよび金利でそれぞれの機能通貨建債務に変換する金利通貨スワップ取引を同時に実行することによりヘッジされています。

2016年6月30日および2017年6月30日に終了した各3ヶ月間における公正価値ヘッジの非有効部分に関連する損益に金額的重要性はありません。公正価値ヘッジに関しては、デリバティブ評価損益のすべての構成要素をヘッジの有効性の評価に含めています。

(2) ヘッジ指定されていないデリバティブ金融商品

トヨタは、為替および金利の変動によるリスクを管理するために、先物為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引、金利通貨スワップ取引および金利オプション取引等を経済的な企業行動の観点から利用していますが、ヘッジ会計を適用することができない、もしくは適用することを選択しなかったものがあります。

(3) デリバティブ金融商品の公正価値および損益

2017年3月31日および2017年6月30日現在におけるデリバティブ金融商品の公正価値は次のとおりです。

	金額：百万円	
	2017年3月31日	2017年6月30日
デリバティブ資産		
ヘッジ指定されている		
デリバティブ金融商品：		
金利通貨スワップ		
流動資産 - 前払費用及びその他		2,200
投資及びその他の資産 - その他	662	605
合計	662	2,805
ヘッジ指定されていない		
デリバティブ金融商品：		
金利通貨スワップ		
流動資産 - 前払費用及びその他	61,946	70,330
投資及びその他の資産 - その他	168,292	156,776
合計	230,238	227,106
先物為替予約・オプション		
流動資産 - 前払費用及びその他	12,357	5,750
投資及びその他の資産 - その他	164	138
合計	12,521	5,888
デリバティブ資産 総額	243,421	235,799
取引相手との相殺	84,883	88,264
受入担保との相殺	60,021	61,394
デリバティブ資産の連結貸借対照表上の金額	98,517	86,141
デリバティブ負債		
ヘッジ指定されている		
デリバティブ金融商品：		
金利通貨スワップ		
流動負債 - その他	64	175
固定負債 - その他		
合計	64	175
ヘッジ指定されていない		
デリバティブ金融商品：		
金利通貨スワップ		
流動負債 - その他	67,091	38,742
固定負債 - その他	158,383	110,583
合計	225,474	149,325
先物為替予約・オプション		
流動負債 - その他	19,919	22,895
固定負債 - その他		
合計	19,919	22,895
デリバティブ負債 総額	245,457	172,395
取引相手との相殺	84,883	88,264
差入担保との相殺	122,231	50,056
デリバティブ負債の連結貸借対照表上の金額	38,343	34,075

2017年3月31日および2017年6月30日現在におけるデリバティブ金融商品の想定元本は次のとおりです。

	金額：百万円	
	2017年3月31日	2017年6月30日
ヘッジ指定されている デリバティブ金融商品：		
金利通貨スワップ	40,837	40,768
合計	40,837	40,768
ヘッジ指定されていない デリバティブ金融商品：		
金利通貨スワップ	19,459,677	19,820,976
先物為替予約・オプション	2,772,741	2,815,760
合計	22,232,418	22,636,736

2016年6月30日および2017年6月30日に終了した各3ヶ月間におけるデリバティブ金融商品およびヘッジ対象の四半期連結損益計算書への影響は次のとおりです。

	金額：百万円			
	6月30日に終了した3ヶ月間			
	2016年		2017年	
	デリバティブ 金融商品	ヘッジ対象	デリバティブ 金融商品	ヘッジ対象
ヘッジ指定されている デリバティブ金融商品：				
金利通貨スワップ				
金融費用()	3,606	3,615	574	737
ヘッジ指定されていない デリバティブ金融商品：				
金利通貨スワップ				
金融費用()	828		45,229	
為替差益・差損() < 純額 >	248		8,498	
先物為替予約・オプション				
金融費用()	6,757		8,494	
為替差益・差損() < 純額 >	96,435		1,999	

ヘッジ指定されていないデリバティブ金融商品についても、為替および金利の変動によるリスクをヘッジするために利用しており、対象となる債権債務と経済的なリスクを相殺する関係にあります。

なお、デリバティブ金融商品の取引に関連するキャッシュ・フローは、四半期連結キャッシュ・フロー計算書上、営業活動からのキャッシュ・フローに含まれています。

(4) 信用リスクに関する偶発条項

トヨタは金融機関との間で国際スワップ・デリバティブズ協会に基づく基本契約を締結しています。この契約には、格付けが特定の水準を下回った場合に、取引相手より契約の清算あるいは資産の提供が求められる偶発条項が含まれています。

2017年6月30日現在において、偶発条項を有し、現金担保考慮後で、純額で負債となっているデリバティブ金融商品の公正価値は1,911百万円です。なお、現金担保として取引相手に提供している資産の公正価値は44,016百万円です。また、2017年6月30日現在において、仮に偶発条項に定められた条件に合致した場合、契約の清算あるいは提供に必要な資産の公正価値は最大で1,911百万円です。

5 偶発債務

トヨタは、トヨタの製品販売にあたり、販売店と顧客が締結した割賦契約について、販売店の要請に応じ顧客の割賦債務の支払いに関し保証を行っています。顧客が必要な支払いを行わない場合には、トヨタに保証債務を履行する責任が発生します。

将来の潜在的保証支払額は、2017年6月30日現在、最大で2,663,065百万円です。トヨタは、保証債務の履行による損失の発生に備え未払費用を計上しており、2017年6月30日現在の残高は、6,488百万円です。保証債務を履行した場合、トヨタは、保証の対象となった主たる債務を負っている顧客から保証支払額を回収する権利を有します。

トヨタは、トヨタ車の安全性について潜在的問題がある場合に適宜リコール等の市場処置（セーフティ・キャンペーンを含む）を発表しています。2009年以降、トヨタは、アクセルペダルがフロアマットに引っ掛かり戻らなくなる問題に関するセーフティ・キャンペーンおよびアクセルペダルの不具合に関するリコールを発表しました。2014年3月、トヨタは、意図せぬ加速に関するニューヨーク州南部地区連邦検事局（以下、連邦検事局という。）の調査について、起訴猶予契約を締結しました。起訴猶予契約は、トヨタの安全関連の情報提供に関する社内規則や手順、車両事故情報の社内展開プロセス、一定の技術報告書の作成や展開のプロセスに関して確認する独立モニターを設けています。2017年8月8日、連邦検事局は、トヨタの起訴猶予契約遵守を確認し、起訴取り下げをニューヨーク州南地区連邦地方裁判所に勧告する書面を提出しました。裁判所の決定はまだ出されていません。

意図せぬ加速に関する個別の人身傷害や死亡に関わる製造物責任訴訟は、複数の統合訴訟として連邦裁判所または州裁判所に、または個別訴訟として様々な州の裁判所に係属中です。このうち連邦統合訴訟およびカリフォルニア州の統合訴訟の判事は、係属中の製造物責任訴訟について、集中和解手続に入ることを承認しました。この集中和解手続に基づいて、連邦統合訴訟およびカリフォルニア州の統合訴訟に関するすべての訴訟は当事者双方にとって受け入れられる条件で解決できるかどうかの評価が完了するまで手続が停止されます。集中和解手続完了後に解決していない訴訟はその後文書開示手続、そして公判に進みます。トヨタは、その他の州の統合訴訟および個別の製造物責任訴訟における原告に対しても、集中和解手続の実施を提案しました。

フロリダ州南地区連邦地方裁判所で、タカタや他の自動車メーカーに対して提起された類似訴訟とともに、多管轄係属訴訟に併合されたタカタ製エアバッグインフレーター（膨張装置）が欠陥との主張に基づく経済的損失に関する33件の米国集団訴訟で、トヨタは被告として名前を挙げられています。トヨタは、経済的損失に関する米国集団訴訟につき原告と和解合意に至りました。裁判所の承認を申請しています。トヨタと他の自動車メーカーは、メキシコとカナダの集団訴訟および米国の州や属領による訴訟でも名前を挙げられています。これらの訴訟は係属中です。

トヨタは、トヨタ車両でのタカタ製エアバッグ展開に伴う人身傷害の報告についての公表に関し、連邦検事局から情報提供の要請を受け、トヨタは当該要請に協力しました。

トヨタは、米国環境保護局およびカリフォルニア州大気資源局に対し、排ガス不具合情報の報告要請における手続上の齟齬を解消すべく、排ガス部品の市場処置実施率の更新および排ガス関連不具合に関するその他の報告等について、自主届出を行いました。トヨタは、米国環境保護局およびカリフォルニア州大気資源局と協議を行っています。連邦検事局および米国環境保護局は、当該報告案件について追加情報を要請しており、トヨタは当該要請に協力しています。

この他にも、トヨタに対して、米国における人身傷害や死亡に関わる訴訟および請求を含む、様々な訴訟や請求があり、また、トヨタは行政調査の対象となる場合もあります。

トヨタは、上述の訴訟等に関して見積計上した金額以上の合理的な可能性がある損失の範囲を現時点で予測することはできません。その理由は以下のとおりです。（1）多くの訴訟手続が証拠収集の段階にあること、（2）関連する多くの事実関係が確定される必要があること、（3）申し立ての法的根拠および性質が不明であること、（4）申し立てや上訴に対する今後の裁判所の判断が不明であること、（5）同種の他の案件の結果が様々で、意味ある指針となるような十分な類似性を見出せないことによります。現時点でトヨタにとって利用可能な情報に基づき、トヨタは、上述の訴訟等に関して見積計上した金額以上の損失が生じたとしても、トヨタの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに重大な影響を与えることはないと考えています。

6 セグメント情報

【セグメント情報】

以下に報告されているオペレーティング・セグメントは、そのセグメントの財務情報が入手可能なもので、その営業損益がマネジメントによって経営資源の配分の決定および業績の評価に定期的に使用されているものです。

トヨタの世界的事業の主要部分は、自動車および金融で成り立っています。自動車セグメントでは、セダン、ミニバン、2BOX、スポーツユーティリティビークル、トラック等の自動車とその関連部品・用品の設計、製造および販売を行っています。金融セグメントでは、主として当社および当社の関係会社が製造する自動車および他の製品の販売を補完するための金融ならびに車両および機器のリース事業を行っています。その他セグメントでは、住宅の設計、製造および販売、情報通信事業等を行っています。

以下は、2016年6月30日および2017年6月30日に終了した各3ヶ月間におけるトヨタの事業別セグメント、所在地別および海外売上高に関する情報です。

(1) 事業別セグメント情報

前第1四半期連結累計期間 (2016年6月30日に終了した3ヶ月間)

(単位：百万円)

	自動車	金融	その他	消去	連結
売上高					
外部顧客への売上高	6,017,861	430,109	141,143		6,589,113
セグメント間の 内部売上高	11,176	8,802	107,900	127,878	
計	6,029,037	438,911	249,043	127,878	6,589,113
営業費用	5,485,596	348,670	238,715	126,098	5,946,883
営業利益	543,441	90,241	10,328	1,780	642,230

当第1四半期連結累計期間 (2017年6月30日に終了した3ヶ月間)

(単位：百万円)

	自動車	金融	その他	消去	連結
売上高					
外部顧客への売上高	6,356,753	469,484	221,369		7,047,606
セグメント間の 内部売上高	11,912	34,284	116,617	162,813	
計	6,368,665	503,768	337,986	162,813	7,047,606
営業費用	5,879,287	428,468	324,341	158,784	6,473,312
営業利益	489,378	75,300	13,645	4,029	574,294

(2) 所在地別情報

前第1四半期連結累計期間(2016年6月30日に終了した3ヶ月間)

(単位:百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	その他	消去	連結
売上高							
外部顧客への売上高	1,979,436	2,484,804	590,033	1,063,505	471,335		6,589,113
所在地間の 内部売上高	1,381,974	49,755	31,797	119,152	50,198	1,632,876	
計	3,361,410	2,534,559	621,830	1,182,657	521,533	1,632,876	6,589,113
営業費用	3,071,043	2,363,119	612,820	1,055,209	494,233	1,649,541	5,946,883
営業利益	290,367	171,440	9,010	127,448	27,300	16,665	642,230

当第1四半期連結累計期間(2017年6月30日に終了した3ヶ月間)

(単位:百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	その他	消去	連結
売上高							
外部顧客への売上高	2,110,797	2,601,902	698,651	1,059,406	576,850		7,047,606
所在地間の 内部売上高	1,575,529	59,565	62,866	137,383	35,556	1,870,899	
計	3,686,326	2,661,467	761,517	1,196,789	612,406	1,870,899	7,047,606
営業費用	3,367,110	2,572,239	741,196	1,092,437	573,707	1,873,377	6,473,312
営業利益	319,216	89,228	20,321	104,352	38,699	2,478	574,294

(注) 「その他」は、中南米、オセアニア、アフリカ、中近東からなります。

売上高は、外部顧客に対して販売している当社または連結子会社の所在国の位置を基礎とした地域別に集計されています。

事業別セグメント間もしくは所在地間取引は、マネジメントが独立企業間価格であると考えている価格で行っています。報告セグメントの損益を測定するにあたって、営業利益は売上高から営業費用を控除したものとして計算しています。

(3) 海外売上高

以下は、2016年6月30日および2017年6月30日に終了した各3ヶ月間におけるトヨタの本邦以外の国または地域における売上高です。

トヨタは、米国会計基準で要求される開示に加え、財務諸表利用者に有用な情報を提供するため、当該情報を開示しています。

前第1四半期連結累計期間(2016年6月30日に終了した3ヶ月間)

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高(百万円)	2,479,328	545,781	1,054,434	976,166	5,055,709
連結売上高(百万円)					6,589,113
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	37.6	8.3	16.0	14.8	76.7

当第1四半期連結累計期間(2017年6月30日に終了した3ヶ月間)

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高(百万円)	2,606,346	646,269	1,121,523	1,028,560	5,402,698
連結売上高(百万円)					7,047,606
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	37.0	9.2	15.9	14.6	76.7

(注) 「その他」は、中南米、オセアニア、アフリカ、中近東ほかからなります。

7 1 株当たり情報

2016年6月30日および2017年6月30日に終了した各3ヶ月間の基本および希薄化後1株当たり当社普通株主に帰属する四半期純利益の差異の調整は次のとおりです。

	金額：百万円	単位：千株	
	当社株主に 帰属する 四半期純利益	加重平均 普通株式数	1株当たり当社 普通株主に帰属する 四半期純利益
2016年6月30日に終了した3ヶ月間：			
当社株主に帰属する四半期純利益	552,465		
中間資本の増価	1,213		
当社種類株主への配当金	1,236		
基本1株当たり			
当社普通株主に帰属する四半期純利益	550,016	3,036,810	181円12銭
希薄化の影響			
希薄化効果を有する種類株式	2,449	47,100	
希薄化効果を有するストックオプション	2	636	
希薄化後1株当たり			
当社普通株主に帰属する四半期純利益	552,463	3,084,546	179円11銭
2017年6月30日に終了した3ヶ月間：			
当社株主に帰属する四半期純利益	613,056		
中間資本の増価	1,213		
当社種類株主への配当金	1,860		
基本1株当たり			
当社普通株主に帰属する四半期純利益	609,983	2,974,750	205円05銭
希薄化の影響			
希薄化効果を有する種類株式	3,073	47,100	
希薄化効果を有するストックオプション	3	433	
希薄化後1株当たり			
当社普通株主に帰属する四半期純利益	613,053	3,022,283	202円84銭

2017年5月10日に開催された取締役会で決議され、2017年5月25日に効力発生した普通株式に係る期末現金配当金の総額は327,219百万円であり、1株当たり配当額は110円です。

8 公正価値測定

トヨタは米国会計基準に基づき、公正価値をその測定に用いた情報によって以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1

活発な市場における同一資産および負債の市場価格

レベル2

活発な市場における類似資産および負債の市場価格、活発でない市場における同一または類似資産および負債の市場価格、もしくは市場価格以外の観測可能な市場情報を基に測定した評価額

レベル3

報告企業自身の仮定を使用した、観測不能な情報を基に測定した評価額

2017年3月31日および2017年6月30日現在において、トヨタが継続的に公正価値で測定している資産および負債は次のとおりです。なお、公正価値のレベル間振替は、各四半期連結会計期間末に認識されています。

金額：百万円				
2017年3月31日				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
現金同等物	41,876	891,606		933,482
定期預金		600,000		600,000
有価証券及び その他の投資有価証券				
公社債	4,797,499	1,079,385	8,947	5,885,831
株式	2,686,934			2,686,934
その他	18,191	73,246		91,437
純資産価値で測定された投資				735,131
デリバティブ金融商品		243,334	87	243,421
合計	7,544,500	2,887,571	9,034	11,176,236
負債：				
デリバティブ金融商品		237,848	7,609	245,457
合計		237,848	7,609	245,457

金額：百万円				
2017年6月30日				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
現金同等物	34,188	815,125		849,313
定期預金		600,000		600,000
有価証券及び その他の投資有価証券				
公社債	4,833,069	1,200,814	9,601	6,043,484
株式	2,836,165			2,836,165
その他	6,579	246,691		253,270
純資産価値で測定された投資				616,625
デリバティブ金融商品		234,447	1,352	235,799
合計	7,710,001	3,097,077	10,953	11,434,656
負債：				
デリバティブ金融商品		172,395		172,395
合計		172,395		172,395

(注) 実務上の簡便法を用いて純資産価値（またはそれに準ずるもの）で公正価値を測定する特定の投資は、公正価値ヒエラルキーに分類していません。

上記の資産および負債の概要、ならびに公正価値を測定するために用いた評価手法および主要な情報は次のとおりです。

(1) 現金同等物および定期預金

現金同等物は、契約上の満期が3ヶ月以内のマナー・マーケット・ファンド等から構成されています。レベル2の現金同等物は、契約上の満期が3ヶ月以内の譲渡性預金等から構成され、主に取引市場金利等に基づいて公正価値測定されています。定期預金は、契約上の満期が3ヶ月超の譲渡性預金であり、主に取引市場金利等に基づいて公正価値測定されています。

(2) 有価証券及びその他の投資有価証券

有価証券及びその他の投資有価証券は、公社債および株式等から構成されています。公社債には国債等が含まれ、2017年3月31日および2017年6月30日現在、その構成割合は、それぞれ国内債券28%、米国・欧州などの海外債券72%、および国内債券25%、米国・欧州などの海外債券75%となっており、株式はそれぞれ92%および92%が日本市場の上場株式です。これらは主に、それぞれ同一資産の市場価格により測定しています。「その他」には投資信託等が含まれ、主に類似資産の市場価格または活発でない市場における同一資産の市場価格により測定しています。これらの資産の公正価値はレベル2に区分しています。

(3) デリバティブ金融商品

デリバティブ金融商品の概要については、注記4を参照ください。デリバティブ金融商品は主に、金利、為替レートなどの観測可能な市場情報および契約条項を利用した標準的な評価手法を用いて測定しており、測定に重要な判断を必要としません。これらのデリバティブ金融商品はレベル2に分類しています。観測可能な市場情報を入手できない場合には、取引相手から入手した価格やその他の市場情報により測定し、観測可能な市場情報を用いて当該価格の変動の妥当性を検証しています。これらのデリバティブ金融商品はレベル3に分類しています。また、倒産確率などを用い、取引相手およびトヨタの信用リスクを考慮して測定しています。

2016年6月30日および2017年6月30日に終了した各3ヶ月間において、レベル3に分類された、継続的に公正価値で測定している資産および負債に重要な変動はありません。

特定の資産および負債は非継続的に公正価値で測定されますが、2016年6月30日および2017年6月30日に終了した各3ヶ月間において、非継続的に公正価値で測定された資産および負債に重要なものはありません。

9 その他の包括利益累計額

その他の包括利益・損失()累計額の変動は次のとおりです。

金額：百万円

	外貨換算 調整額	未実現 有価証券 評価損益	年金債務 調整額	その他の 包括利益・ 損失() 累計額
2016年6月30日に終了した3ヶ月間：				
2016年3月31日現在残高	499,055	1,424,945	315,122	610,768
組替前その他の包括利益・損失()	449,900	263,080	6,257	719,237
組替額		2,122	2,649	527
その他の包括利益・損失()	449,900	265,202	3,608	718,710
- 税効果考慮後				
非支配持分帰属その他の包括損益	27,042	3,945	46	31,033
2016年6月30日現在残高	921,913	1,163,688	318,684	76,909
2017年6月30日に終了した3ヶ月間：				
2017年3月31日現在残高	560,108	1,426,003	224,973	640,922
組替前その他の包括利益・損失()	15,288	71,770	2,746	84,312
組替額		8,876	1,416	7,460
その他の包括利益・損失()	15,288	62,894	1,330	76,852
- 税効果考慮後				
非支配持分帰属その他の包括損益	2,566	200	25	2,791
2017年6月30日現在残高	547,386	1,488,697	226,328	714,983

組替額の内訳は次のとおりです。

金額：百万円

	6月30日に終了した3ヶ月間		四半期連結損益計算書に おいて影響を受ける項目
	2016年	2017年	
未実現有価証券評価損益：			
	1,348	4,509	金融収益
	2,538	3,211	為替差益・差損() < 純額 >
	768	5,446	その他 < 純額 >
	3,118	13,166	税金等調整前四半期純利益
	996	4,293	法人税等
	0	3	持分法投資損益
	2,122	8,876	非支配持分控除前 四半期純利益
年金債務調整額：			
年金数理純損失の償却	4,971	3,195	* 1
過去勤務債務の償却	963	960	* 1
	4,008	2,235	税金等調整前四半期純利益
	1,359	819	法人税等
	2,649	1,416	非支配持分控除前 四半期純利益
組替額合計 - 税効果考慮後	527	7,460	

(注) 1 上記組替額の増加(減少)は、四半期連結損益計算書における利益の減少(増加)を示しています。

2 * 1：純退職・年金利益()・費用の計算に含まれています。

2 【その他】

2017年5月10日開催の取締役会において、2017年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う期末配当につき、次のとおり決議しました。

期末配当総額

普通株式	327,219,514,160円
第1回A A型種類株式	2,472,750,000円

1株当たり期末配当

普通株式	110円00銭
第1回A A型種類株式	52円50銭

支払請求の効力発生日および支払開始日	2017年5月25日
--------------------	------------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2017年8月10日

トヨタ自動車株式会社
取締役会 御中

P w C あ ら た 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 嶋 康 博
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	手 塚 謙 二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 口 健 志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 谷 聡 子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトヨタ自動車株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2017年4月1日から2017年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2017年4月1日から2017年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び四半期連結財務諸表注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第95条の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注1、注2及び注3参照）に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注1、注2及び注3参照）に準拠して、トヨタ自動車株式会社及び連結子会社の2017年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。